

1 公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 他の指定管理も同様に、公募により応募者を募集しているが、応募が1団体のみとなっている施設がある。応募者を増やすために行ったことはあるか。
- ⇒ 事業者の募集にあたっては、ホームページへ掲載したほか、応募期間を長くとった。
- ・ 指定管理者選定において、必要最低点を60%に設定しているところ多いが、70%に設定している理由について
- ⇒ 本施設は入所施設であり、入所者の食事や入浴、睡眠などの生活の場所を提供する施設となっている。他の指定管理施設と異なり、24時間市民の方に生活の場を提供する施設であるという特性から、60%でなく70%に設定している。

2 宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 歯科診療所と口腔保健センターについて、従来は合築であり、口腔保健センター条例のみで一体管理としていたが、既に施設が分かれており、恒常的な場所に移転されたため、従来のような一体性を持たせて行っているのか疑問に思う。本来であれば、歯科診療所条例と口腔保健センター条例に分けて管理すべきだと考えているが、一体性を持たせてやっていかなければならない理由はあるか。
- ⇒ 公共施設に歯科診療所も含めて移転できればよかったが、条件に合う物件が見当たらず、民間物件に移転を行ったが、将来的には従来のように同じ施設で運営したいと考えている。そのため、今の段階では別々に条例を設置することは考えていない。可能な限り、早いタイミングで1つの公共施設で運営したいと考えている。
- ・ 市内公共施設で場所の確保ができるまでの間、令和4年12月1日から当面の間（5年間）となっており、5年間後には公共施設の場所を確保できているように見えるが、場所の用途は立っているのか。用途が立っていないのであれば表現は少し変えるべきと考える。
- ⇒ 用途が立っているわけではないため、変更を検討する。
- ・ 債務負担は何年間とっているのか。
- ⇒ 債務負担は5年間。
- ・ 契約期間を5年間としているが、5年が限度なのか。

- ⇒ 短い期間で延長対応可能な方が市にとって有利だと考えている。理由としては、診療機能と相談機能は分かれたままになったとしても、相談機能を実現できるスペースが公共施設マネジメントの中で確保できれば、そこへ移ることで家賃は不要となるため、当初は短い期間で契約可能な場所を探していた。ただ、今回の契約に関しては、5年を単位として契約することが条件となっている。また、診療所の機能を満たすための診療台等、条件を揃えるだけ50,000千円～60,000千円の経費がかかる。最終的に一本化したいという思いはあるが、費用面からも簡単にできることではない。但し、健康センター自体も老朽化が進んでおり、将来にわたって建替え時には一本化するという整理で、関係機関にはその方向性だけは理解してもらっている。早いタイミングで条件を満たす場所が見つければよかったが、本年5月に現口腔保健センターのモルタル壁が落ちるなど、非常に危険な状況になってきていたため、急いで移転できる場所を探した。
- ・ 令和5年度解体設計委託、令和6年度解体工事となっているが、解体込みで民間に売却する場合もあり得る中で、分けて記載する必要があるのか確認してほしい。
- ⇒ 市が実施するとなれば、記載しているスケジュールとなるが、建物解体まで含めて民間が実施するとなった場合はもう少し早い段階で解体が開始できると考えられる。表現については改めて検討する。

3 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 「国の通知を根拠に」となっているが、昭和52年とずいぶん前であって、これまで見直し検討をしなかったのか、何故このタイミングであげるのか理由を知りたい。
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催回数が増加しているが、コロナ禍前は平成26年、平成17年に開催と会議自体が頻繁に無かったため気付かなかったが、今回コロナの影響により頻繁に開催するようになり、現状体制の問題に気づき、改正を検討した。
- ・ この議案に関しては適正な改正であると考えているが、他の審議会を確認すると同様に市長が入っているものとして、空き家等対策協議会がある。自治体毎に対応は異なり、法律で記載されているため、市長を委員に加えているところもあれば、外しているところもある。市長を委員から外している自治体においては、市長が市長に対して諮問、答申するという形を避けるために改正されたと想定される。この協議会の位置付けについても一定の整理が必要だと考える。
- ⇒ 市長が委員になっている法律の根拠を調べたうえ、内容について確認する。

※議題4及び議題5は一括して審議

4 公の施設（宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 各委員の点数を見て感じたのが、採点に差があること。比較的に低い点数を付けている方は、その施設に関係する利用者側だと想定されるが、この差はどこから出ているのか。利用者の方は、より良いものを希望されているということか。
- ⇒ 利用されている方、関係団体の方は希望される内容が多く、より良いものを希望されている。
- ・ こうした要望は、今後経営していく指定管理者に伝わるのか。
- ⇒ 点数を伝えることはないが、プレゼンテーションの際などに直接そういった声は指定管理者になる団体にお伝えいただいている。
- ・ 前回と指定管理者が同事業者になっているが、現状よりもより良くするためのサービス等の提案はあったか。
- ⇒ 選定のプレゼンテーションの中でも不登校支援に対する取組みやヤングケアラーへの支援等、現代的な課題に対する取組みの提案があった。

6 宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針の取組状況について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ サービスステーションの取組状況について、これまでの取組みを記載するのであれば、まちづくり協議会以外の自治会とも協議しており、文言追加すべきと考える。口腔保健センターについて、カッコ書きで会議室、歯科医師会と書いているが、口腔保健相談センター、会議室、歯科医師会は別の話なので、カッコ書きは取るべきと考える。光ガ丘自治会館とつつじガ丘自治会館について、取組状況は建物譲与を行ったと記載されているが、建物譲与を行う前段として、地元自治会が、民間支援団体の取得といった非常に面倒な手続きをしていただいているが、記載がなく地域の努力が見えなくなってしまっているため、地元自治会に民間支援団体の取得をいただき、そのうえで建物譲渡に至ったということを明記すべきと考える。
- ⇒ 内容について変更を検討する。